



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2024/06/24
SDS整理番号 02122150

製品等のコード : 0212-2150、0212-3170、0212-3180

製品等の名称 : 2-メチル-1-プロパノール (イソブチルアルコール)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。) 果実エッセンスの製造、香料、有機合成溶剤、ペイント除去剤など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分3
自然発火性液体 : 区分に該当しない
自己発熱性化学品 : 区分に該当しない
金属腐食性化学品 : 区分に該当しない

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分に該当しない [区分5(国連GHS分類)]
急性毒性 (経皮) : 区分に該当しない [区分5(国連GHS分類)]
急性毒性 (吸入: 蒸気) : 区分に該当しない [区分5(国連GHS分類)]
皮膚腐食性/刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2A
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
誤えん有害性 : 区分に該当しない [区分2(国連GHS分類)]

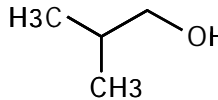
注意喚起語 : 警告

危険有害性情報

引火性液体及び蒸気
飲み込むと有害のおそれ (経口)
皮膚に接触すると有害のおそれ (経皮)
吸入すると有害のおそれ (蒸気)
皮膚刺激
強い眼刺激
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き

【安全対策】
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること、アースをとること。



防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合: 無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 眼に入った場合: 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察、手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合: 医師の診察、手当を受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 化学物質
化学名	: 2-メチル-1-プロパノール (別名) イソブチルアルコール、イソブタノール、 2-メチルプロパン-1-オール、イソプロピルカルビノール (英名) 2-Methyl-1-propanol, Isobutyl alcohol, Isobutanol, 2-methylpropan-1-ol (EC名称)、 Isopropylcarbinol、 1-Propanol, 2-methyl- (TSCA名称)
成分及び含有量	: 2-メチル-1-プロパノール、 99.0%以上
化学式及び構造式	: (CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH、 C ₄ H ₁₀ O、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	: 74.12
官報公示整理番号	化審法: (2)-3049「官報公示名称: ブチルアルコール」 安衛法: 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	: 78-83-1
EC No.	: 201-148-0
危険有害成分	: 2-メチル-1-プロパノール

4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	: 直ちに、水で15分以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	: 口をすすぎ、うがいをする。何も飲ませない。無理に吐かせない。 強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性がある。 意識がない時は何も与えない。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状:	吸入 : 頭痛、めまい、嗜眠 皮膚 : 発赤、痛み、皮膚の乾燥 眼 : 発赤、痛み 経口摂取 : 腹痛、嗜眠、めまい、吐き気、下痢、嘔吐
最も重要な兆候及び症状:	誤飲した時、胃粘膜を刺激し嘔吐することがある。本製品が揮発性の

ために嘔吐物の一部が肺に入り、高熱が出て出血性肺炎を引き起こし致命的となることがある。
 医師に対する特別注意事項: 症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。
 必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。
 火気に注意する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。
 粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水 (本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
- 特有の危険有害性 : 引火性が高い。
 燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。
 引火点(28)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
 加熱により容器が爆発するおそれがある。
 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
 火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行き、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
 回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 周辺の発火源を速やかに取除く。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
 技術的対策 : 裸火禁止。強力な酸化剤との接触禁止。
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
 指定数量の1/5以上、1未満 (少量危険物) の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
 炎、火花または高温体との接触を避ける。
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。

保管	
技術的対策	: 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
保管条件	: 直射日光や高温を避けて保管する。 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。 施錠して保管する。 本品を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
混触危険物質	: 強酸化剤 (硝酸、硝酸銀、硝酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなど)
容器包装材料	: ガラスなど。 軟質塩ビ樹脂は侵される。 アクリル樹脂、ナイロン、アセタール樹脂は、侵されることがある。 ポリエチレン、ポリプロピレン、硬質塩ビ樹脂、ABS、ふっ素樹脂、クロロプレンゴム、シリコーンゴムは侵され難いので、容器包装材料として使用できる。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 50ppm
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	50ppm 150mg/m ³
日本産衛学会	TLV-TWA 50ppm
ACGIH	PEL-TWA 100ppm
OSHA	
設備対策	: 防爆の電気・照明機器を使用する。 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク) を着用する。
手の保護具	: 保護手袋 (ネオプレン製など) を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	
性状	: 揮発性液体
色	: 無色透明
臭い	: 特異臭
pH	: 中性 (約7、水溶液、20)
融点	: -108
凝固点	: データなし
沸点	: 約108
引火点	: 28 (密閉式)
可燃性	: 引火性
爆発範囲	: 下限 1.7 vol%、上限 10.9 vol%
蒸気圧	: 1.2 kPa (20)、1.75 kPa (25)
相対ガス密度 (空気 = 1)	: 2.55
20 での蒸気/空気混合	
気体の相対密度 (空気 = 1)	: 1.02
密度又は相対密度	: 0.800~0.804 (g/ml, 20)
比重	: データなし
溶解度	: 水にやや溶けやすい (やや混和しやすい) (8.7g/100mL, 20)。 エタノール、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい (極めて混和しやすい)。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = 0.76
発火点	: 415
分解温度	: データなし

粘度	: 4.0 mPa・s (4.0 cP) (20)
動粘度	: データなし
粒子特性	: データなし
屈折率 n 20/D	: 1.395 ~ 1.398
GHS分類	
引火性液体	: ICSC(J)(2005)による引火点は28 (密閉式)、かつ沸点は108 であり また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級III (国連番号1212)であることから、区分2とした。 引火性の高い液体および蒸気(区分2)
自然発火性液体	: 常温の空気と接触しても自然発火しない(発火点415 (ICSC(J), 2005)) ことから、区分に該当しないとした。
自己発熱性化学品	: 国連危険物輸送勧告(UNRTDG)でクラス3に分類されていること から、区分に該当しないとした。
金属腐食性化学品	: データはないが、国連危険物輸送勧告がクラス3 (国連番号1212) であることから、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性(反応性・化学的安定性)	: 通常の取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 三酸化クロム等の強酸化剤と接触すると発火、爆発する。 アルミニウム、強酸化剤(三酸化クロムなど)と反応し、引火性/爆発性の 水素ガスを発生する。 軟質塩ビ樹脂は侵される。 アクリル樹脂、ナイロン、アセタール樹脂は、侵されることがある。
避けるべき条件	: 熱、日光、裸火、スパーク、静電気、その他発火源
混触危険物質	: 強酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など)、 アルミニウム
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 = 2,596 mg/kg (SIDS (2004)) 区分5とした(国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 飲み込むと有害のおそれ(経口)(区分5) 経皮 ウサギ LD50 = 2,523 mg/kg (SIDS (2004)) 区分5とした(国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)(区分5) 吸入(蒸気) ラット LC50 = 19.2 mg/L (4時間) (SIDS (2004)) 区分5とした。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 吸入すると有害のおそれ(蒸気)(区分5) 吸入(ミスト) 分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	: 液体をヒトに適用した例はないが、ヒトへの蒸気ばく露例で眼刺激性 及び角膜の変化がみられたとの記述 (PATTY (4th, 1994), DFGOT, vol.19 (2003), 産衛学会勧告 (1986))、のウサギを用いた ドレイズ試験 (OECDガイドライン405準拠GLP試験) で21日後も軽度な 結膜発赤みられたとの記述 (SIDS (2004))、ならびにウサギを用いた ドレイズ試験での刺激性の判定基準に該当する (ECETOC TR (1998))。 以上のことから、区分2とした。 皮膚刺激(区分2)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 液体をヒトに適用した例はないが、ヒトへの蒸気ばく露例で眼刺激性 及び角膜の変化がみられたとの記述 (PATTY (4th, 1994), DFGOT, vol.19 (2003), 産衛学会勧告 (1986))、ウサギを用いたドレイ ズ試験 (OECDガイドライン405準拠GLP試験) で21日後も軽度な結膜発赤 みられたとの記述 (SIDS (2004))、ならびにウサギを用いたドレイズ試 験での刺激性の判定基準に該当する (ECETOC TR (1998))。 以上のことから、区分2 Aとした。 強い眼刺激(区分2A)
呼吸器感受性	: 分類できない。
皮膚感受性	: 分類できない。
生殖細胞変異原性	: 区分に該当しない。 体細胞を用いる in vivo 変異原性試験であるほ乳類赤血球を用いる 小核試験で陰性の結果 (SIDS (2004))、及びほ乳類骨髄細胞を用いる染 色体異常試験での陰性の結果 (SIDS (2004), DFGOT, vol.19 (2003)) であった。

発がん性	: 分類できない。 知見データがなく、産衛学会やIARC、ACGIH、NTP、EPA、OHSAの国際評価機関の報告がないため、分類できない。
生殖毒性	: 区分に該当しない。 妊娠ラット及びウサギへのばく露試験で胎児に影響が認められなかったとの記述 (SIDS (2004), DFGOT, vol.19 (2003), PATTY (4th, 1994)) 及びラットを用いた2世代繁殖性試験で繁殖毒性又は出生仔への影響が見られなかったとの記述がある (SIDS (2004))。生殖毒性を示唆するヒトばく露例の報告はない。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: ヒト暴露例で咽頭の刺激が観察されたとの記述から (EHC 65 (1987), PATTY (4th, 1994), 産衛学会勧告 (1993))、気道刺激性があると考えられた。また、ラットを用いた神経毒性試験で3000ppm 6時間暴露により活動性低下および驚愕反射の反応低下が認められたとの記述 (SIDS (2004))、およびラットおよびウサギを用いた吸入暴露試験で15.7mg/L 4時間暴露による中枢神経系の抑制がみられているが (EHC 65 (1987))、いずれも可逆的な一過性の影響であることから、麻酔作用があると考えられた。 以上の結果から区分3 (気道刺激性、麻酔作用) とした。 呼吸器への刺激のおそれ (区分3) 眠気又はめまいのおそれ (区分3)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 区分に該当しない。 ラットを用いた90日間吸入ばく露試験 (ばく露濃度: 0, 250, 1000, 2500ppm) (EHC 65 (1987), DFGOT, vol.19 (2003))、ラットを用いた90日間強制経口投与試験 (投与量: 0, 100, 316, 1000mg/kg/day) (SIDS (2004), IRIS (Access on Aug 2005))、ならびにラットを用いた90日間飲水投与試験 (推定投与量: 0, 80, 340, 1450mg/kg/day) で、分類を支持する毒性が区分2のガイダンス値を超える用量でも認められていない (SIDS (2004), DFGOT, vol.19 (2003), PATTY (4th, 1994))。 ヒトばく露症例における明確な毒性の報告がない。 以上の事から、区分に該当しないとした。
誤えん有害性	: イソブチルアルコールは、誤えん有害性を区分2とした (国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ (区分2)

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 区分に該当しない。 甲殻類 オオミジンコ EC50 1250mg/L/24H (EHC 65 (1987))
水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分に該当しない。 急性毒性が低く、生分解性が良好であり (BOD:90.0%、TOC:99.0%、既存化学物質安全点検データ)、生物蓄積性が低い (log Pow = 0.76) と推定されることから、区分に該当しないとした。
残留性・分解性	: 良分解性。BOD分解度 = 90%
生物蓄積性	: 低濃縮性。Log Pow = 0.76
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 (参考) (1) 燃焼法 可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉 (おが屑) 等に混合または吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。 (2) 活性汚泥法 生分解性があるので、活性汚泥処理が可能である。
-------	--

汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 129

国際規制

海上規制情報 (IMO/IMDGコードの規定に従う)

UN No. : 1212
Proper Shipping Name : ISOBUTANOL
Class : 3 (引火性液体)
Sub risk : -
Packing Group : III
Marine Pollutant : No (非該当)
Limited Quantity : 5L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 1212
Proper Shipping Name : Isobutanol
Class : 3
Sub risk : -
Packing Group : III

国内規制

陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1212
品名 : イソブタノール
クラス : 3
副次危険 : -
容器等級 : III
海洋汚染物質 : 非該当
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : 非該当

少量危険物許容量 : 5L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1212
品名 : イソブタノール
クラス : 3
副次危険 : -
等級 : III
少量輸送許容物件 : 10L

特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法

: 名称等を表示すべき危険物及び有害物
(政令番号 第477号「ブタノール」、対象重量%は 1)
名称等を通知すべき危険物及び有害物
(政令番号 第477号「ブタノール」、対象重量%は 0.1)
(令別表第9)
令和7年4月1日から、
名称等を表示すべき危険物及び有害物
(政令番号 第1705号「ブタノール(アルキル基の異性体を含む。）」、
対象重量%は 1)
名称等を通知すべき危険物及び有害物
(政令番号 第1705号「ブタノール(アルキル基の異性体を含む。）」、
対象重量%は 1)

(規則別表第2)

- 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
 第2種有機溶剤等「対象重量%は 1」
 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境評価基準「対象重量%は 1」
 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の
 使用義務物質「皮膚刺激性有害物質」
 「イソブチルアルコール、対象重量%は 1」
 (安衛則第594条の2)
- 消防法 : 危険物第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 指定数量1000L
 危険等級
- 毒物及び劇物取締法: 非該当
 化学物質排出管理促進法 (PRTR法) : 非該当 [2023年 (R5年) 4月1日施行の法改正にも非該当]
- 船舶安全法 : 引火性液体 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
 航空法 : 引火性液体 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
 悪臭防止法 : 特定悪臭物質 (法第2条第1項、施行令第1条)
 「イソブタノール」
 ・敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の範囲:
 大気中における含有率が百万分の〇・九以上百万分の二十以下
 [0.9ppm] [20ppm]
- (施行規則第二条)
- 大気汚染防止法 : 揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項)
 「イソブチルアルコール」
- 輸出貿易管理令 : キャッチオール規制 (別表第1の16項)
 HSコード: 2905.14
 第29類 有機化学品
 ・輸出統計番号 (2024年1月版): 2905.14-000
 「非環式アルコール
 - 飽和一価アルコール: その他のブタノール」
 ・輸入統計番号 (2024年4月1日版): 2905.14-000
 「非環式アルコール
 - 飽和一価アルコール: その他のブタノール」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献 :

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。